

表 2-2-8 成年後見制度の概要

○ 制度の趣旨

本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和を図りつつ、認知症等の精神上的障害により判断能力が不十分な方々の権利を擁護する。

○ 概要

法定後見制度と任意後見制度の2つがある。法定後見制度については、各人の多様な判断能力の程度に応じた制度とするため、補助・保佐・後見の三類型に分かれている。

(1) 法定後見制度（民法）

3類型	補助	保佐	後見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方

(2) 任意後見制度（任意後見契約に関する法律）

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う。

(3) 成年後見登記制度（後見登記等に関する法律）

本人のプライバシー保護と取引の安全との調和を図る観点から、戸籍への記載に代わる公示方法として成年後見登記制度を設けている。

資料：法務省

## 5 研究開発・国際社会への貢献等

「研究開発・国際社会への貢献等」については、大綱において、次の方針を示している。

先進技術を生活の質の向上に活用することは、高齢者の豊かな生活につながるとともに、新たな技術に対する需要・消費を生み出し、技術活用の好循環を生み出す。高齢社会と技術革新がお互いに好影響を与える関係づくりを推進する。

科学技術の研究開発は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。また、高齢社会の現状やニーズを適切に把握して施策の検討に反映できるよう、ビッグデータ分析など、データ等の活用についても環境整備を図る。

世界でも急速な高齢化に直面している国が増加していることから、我が国の高齢社会対策の知見や研究開発成果を国際社会に発信し、各国がより良い高齢社会を作ることにより政府のみならず、学術面や産業面からも貢献できるよう環境整備を行う。あわせて、高齢社会の課題を諸外国と共有し、連携して取組を進める。

### (1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向け、需要・供給の両面から検討し、取組を進めた。具体的には、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の活動の促進、官民ファンドの活用促進、及びグレーゾーンの解消等の供給面の支援、並びに企業・健康保険組合等による健康経営の促進等の需要面の支援を行った。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口である「Healthcare Innovation Hub」を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネット

ワーキング支援等を行った。このような取組に加えて、健康立国に向けて、高齢者等の健康状態や生活環境等に起因・関連する課題の解決のために、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）で提唱した Society 5.0の構築を目指した、最先端科学技術の活用、実装に取り組んだ。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に大きな期待がされている自動車の自動運転に関しては、高齢者事故対策を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進を実施したほか、道の駅「奥永源寺溪流の里」（滋賀県）、「赤来高原」（島根県）、みやま市山川支所（福岡県）において新たに自動運転サービスを導入した。

また、介護ロボットについては、開発・普及の加速化を図るため、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバンス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した。

## (2) 研究開発等の推進と基盤整備

### ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因である認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行っている。

高齢期の主要な死因であるがんの対策については、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づく「がん対策推進基本計画」（平成30年3月閣議決定）により推進してきた。平成30年3月に策定された第3期がん対策推進基本計画は、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんと

の共生」の3つを柱とし、がんゲノム医療の実現や希少がん、難治性がん対策の充実、がん患者の就労支援の推進等、各分野の対策を進めるとともに、これらを支える基盤として、「がん研究」、「人材育成」及び「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」を位置付け、総合的ながん対策を進めている。がん研究については、「がん対策推進基本計画」に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月策定）を踏まえ、「がん対策推進基本計画」に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資することを目的とした調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、新たな免疫療法に係る研究等について、戦略的に研究開発を推進している。また、小児がんや高齢者のがん、難治性がん、希少がん等、ライフステージや個々の特性に着目したがん研究を強力に推進することによりライフステージ別のニーズに応じたがん医療の提供を目指し、研究を進めている。

「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議」において、これまでのがん研究の評価や今後のあるべき方向性等を議論し、平成31年4月に「「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書（中間評価）」を取りまとめた。今後、中間評価を踏まえ、科学技術の進展や臨床ニーズに見合った研究を推進していく。

### イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

そのため、福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効

率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行っている。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(平成5年法律第38号)に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施した。

ロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、日本発の、国際競争力の高い革新的医療機器・システムの開発・実用化を図った。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、ものづくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・実用化を支援した。こうした事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じて実施した。

## ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成を行った。

## エ 医療・介護・健康分野における ICT 利活用の推進

認知症の行動・心理症状 (BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) の発症について、IoT 機器を活用し、AI で事前に予測し介護者に通知するシステムの開発といった医療等分野における先導的な ICT 利活用の研究開発を実施した。

## オ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

高齢社会対策総合調査として、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、高齢者の意識やその変化を把握している。令和3年度は、高齢者の日常生活・地域社会への参加について調査を実施した。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業 (社会技術研究開発) において、技術シーズも活用しつつ、少子高齢化を始めとする人口・社会構造の変化を踏まえた高齢者の健康で安全・安心な生活の実現のための地域連携モデルを開発する等、研究者と関与者との協働による社会実験を含む研究開発を推進した。

## カ データ等活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、令和2年7月に閣議決定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等に基づき、官民データの利活用を推進した。

「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(平成30年4月 EBPM 推進委員会決定)に基づき、各府省庁による統計等データの提供等が円滑に行われるよう EBPM 推進委員会において必要な調整を行うとともに、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集及び受領した要望・提案への対応を引き続き実施する等、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図った。

## (3) 諸外国との知見や課題の共有

### ア 日本の知見の国際社会への展開

「アジア健康構想に向けた基本方針」(平成28年7月健康・医療戦略推進本部決定、平成30

年7月改定)により、アジアの高齢化社会に必要な介護産業の振興、人材の育成等、アジア諸国の互恵的な協力による医療・介護を中心とした疾病の予防、健康な食事等のヘルスケアサービス、健康な生活のための街づくり等、アジアにおける裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現に向け取り組んだ。令和4年3月には、国際・アジア健康構想協議会シンポジウムを開催し、アジア展開を進める介護事業者の進捗・課題等の経験・知見や、政府での介護事業者の海外進出における支援事例を共有することで、介護事業者等の連携の推進に取り組んだ。

さらに、今後、人口が増加するとともに、アジアとの関係がより強化されることが期待されるアフリカに関し、「アフリカ健康構想に向けた基本方針」(令和元年6月健康・医療戦略推進本部決定)により、裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現を理念として掲げ、アフリカ固有の課題を念頭に置いた持続可能なヘルスケアの構築を目指してきた。

また、我が国は、G7、G20、TICAD、WHO総会、WHO西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国において高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じ、日本の高齢化対策等に関する経験・知見の共有を図ってきた。

## イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

令和3年8月にはタイ王国保健省他関係府省

庁と、同年12月にはケニア保健省との間でヘルスケア分野における協力覚書を交換し、我が国のアジア健康構想・アフリカ健康構想を通じ、各国との当該覚書に基づくヘルスケア分野における協力の深化を図り、民間事業の振興を図ることを確認した。

令和3年9月に開催された「健康な高齢化の10年にかかるプラットフォーム発足イベント」には、国連・WHO・市民団体・民間セクター・学術団体から有識者が参加したが、我が国はWHO加盟国を代表して、地域包括ケアシステム、認知症サポーターキャラバンなどの我が国の施策や、国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクトによるタイ国の地域包括ケアサービス開発への貢献について紹介し、令和2年10月にWHO西太平洋地域委員会において採択された「西太平洋地域における健康な高齢化に係る地域行動計画」の達成に向け積極的に協力する我が国の方針を表明した。また、同月に開催されたWHO「認知症の公衆衛生対応に関する世界現状報告」公表にかかるイベントにおいて、認知症の人のよりよい暮らしを目指した我が国の認知症施策を紹介した。

国連人口基金(UNFPA)アジア太平洋地域事務所は、令和3年9月の国際高齢者デーにあわせ「アジア太平洋地域における人口高齢化に向けたライフサイクルアプローチ」キャンペーンを立ち上げた。外務省が後援した本事業は、急速に人口高齢化が進む同地域全体において高齢化の女性化、出生力の低下、世代間要因に焦点を当てたアドボカシーキャンペーンを展開し、各国において高齢化に対応するための広報啓発ビデオの紹介、SNSを通じての情報発信などを行った。

また、令和3年11月に「人口動態変化への対処戦略」をテーマとする日独少子高齢化シンポ

ジウムを開催したほか、同年12月には「介護の担い手の確保」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

## 6 全ての世代の活躍推進

「全ての世代の活躍推進」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせるよう、人々が若年期から計画的に高齢期に向けた備えを進めるとともに、各世代が特有の強みをいかしながら多世代のつながりを醸成し、全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策を推進する。

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、さらには一度失敗した方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく取組を推進した。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるように、「働き方改革実行計画」を推進した。

また、人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるため、「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月人生100年時代構想会議）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）に基づいて、教育の無償化等「人づくり革命の実現と拡大」に取り組んだ。

さらに、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月閣議決定）、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）に基づく取組を推進した。

少子化対策については、「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）第7条に基づく「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進した。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第13条に基づく「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組むとともに、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、取組を強力に進めた。

また、令和4年4月1日に全面施行される、改正後の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。）において、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等の義務対象が常時雇用労働者数101人以上企業にも拡大されることを踏まえ、中小企業の取組を支援することを目的とした「中小企業のた